

## 住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令 { (イ) 第41条 { 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅以外  
 (a) 新築されたもの  
 (b) 建築後使用されたことのないもの  
 特定認定長期優良住宅  
 (c) 新築されたもの  
 (d) 建築後使用されたことのないもの  
 認定低炭素住宅  
 (e) 新築されたもの  
 (f) 建築後使用されたことのないもの } } の  
 (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）  
 (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの（\*）  
 (b) (a)以外

規定に基づき、下記の家屋（令和 年 月 日 { (ハ) 新築 ←(イ)の(a)(c)(e)の場合 } が  
 (ニ) 取得 ←(b)(d)(f)(ロ)の場合 }  
 この規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

練馬区長殿

申請者 住所  
 または 電話 ( )  
 代理者 氏名

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	練馬区
取得の原因 <small>（移転登記の場合に記入）</small>	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	計 m <sup>2</sup>
区分建物の耐火性能	(1) 耐火または準耐火 (2) 低層集合住宅
取得家屋の新築年月 <small>（ロの場合のみ記入）</small>	昭和・平成・令和 年 月 日 新築
工事費用の総額 <small>（*）の場合に記入</small>	円
売買価格 <small>（*）の場合に記入</small>	円

課長	係長	担当

検査済証 確認済証	登記簿等	住民票	売買 契約書	長期優良 住宅	低炭素 住宅

練都建証第 号

## 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令 { (イ) 第41条 { 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの } } の (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの） (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの (b) 上記以外

規定に基づき、下記の家屋（ 令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } { (ニ) 取得 } ）が

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	練馬区
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売 買 (2) 競 落

令和 年 月 日

練馬区長